

2026年4月28日

水道用膜モジュール性能調査依頼者各位
会員各位

一般社団法人膜分離技術振興協会
膜浄水委員長 鮫島 正一

水道用膜モジュール性能調査 性能調査依頼書の認定取得後の確認制度方針

1. 性能調査依頼書の認定取得後の確認制度（以下、本制度）を導入する目的

膜分離技術振興協会が実施する水道用膜モジュールの認定は、各社からの申請資料が事実関係を含めすべて正しく記載されているものとして、当協会の性能調査委員会が審査してきた。また、性能調査の過程については性能調査監査委員が確認することで、当協会の性能調査業務の透明性を確保してきた。今回、本制度の策定にあたっては、競合他社に属する性能調査委員が審査するという当協会の性能調査業務の特性を考慮すると、今後も前記の方針は変更しない方がよいと考える。申請内容の適切さを当協会側が確認可能とすることで、性能調査に関する審査結果を担保するとともに、膜モジュールを利用する事業者等が水道法に準拠した適切な膜モジュールを安心して使用することを保証するものために本制度を導入するものである。

2. 本制度の概要

- (1) 本制度は、2026年10月1日から適用するものとする。本制度の開始以降に審査対象となっている性能調査依頼者及び性能調査依頼書を対象とする。「追加申請」「変更申請」については、試験の範囲が限定的であるが、追加または変更された申請に関連する項目のみを対象とする。
- (2) 確認場所は性能調査依頼者が性能調査を実施した試験場になると想定されるため、性能調査監査委員のみが確認を行うものとする。
- (3) 確認内容は、「水道用膜モジュール性能調査依頼書 認定取得後確認手順書（添付書式 13）」に基づき、以下の項目とする。
 - a. 試験装置等の確認
 - b. 試験方法が性能調査依頼書と一致していることの確認
 - c. 試験担当者、責任者と測定記録の明確化
 - d. 測定結果の保証
 - e. 資機材の確認
- (4) 本制度に沿ったデータや写真等を示した書類を性能調査依頼書と同時に提出することが望ましいが、両資料を分けて提出することも可能とする。本制度方針に沿ったデータや写真等を示した書類を提出しない場合、(2) 項の対応を実施することがある。
- (5) 確認対象は性能調査委員会で選定するものとする。
- (6) すべての申請者やすべての膜モジュールを対象とするものではなく、年間2件程度、申請後5年以内を対象とする。
- (7) 申請書類に示したすべての性能調査項目や試験装置等を当日確認するものでなく、そのうち一部を事前に性能調査委員会で選定した上で当日確認に臨む。

(8) 本制度に掛かる費用を捻出するため、性能調査委託に係る「新規申請」の認定料を本制度の開始に併せて値上げする。なお、追加及び変更申請の認定証発行料については、2024年10月1日の規定改定案内で35千円に値上げするとしましたが、規定中の「資料1 性能調査委託料」の数値が30千円となっていたことから、2026年10月1日以降35千円とさせていただきます。

<参考>水道用膜モジュール性能調査委託に係る費用

現状

(単位 千円)

		膜協会会員	膜協会非会員
新規	審査料	A社員120 B社員150	250
	認定料	A社員240 B社員300	500
追加及び変更	審査料	A社員120 B社員150	250
	認定料	0	0
	認定証発行料	30	30

注1：認定証発行料は、追加及び変更時だけでなく、社名変更時及び英文認定証の発行時にも支払うものとする。

2026年10月1日以降（新規の認定料を改定する）

(単位 千円)

		膜協会会員	膜協会非会員
新規	審査料	A社員120 B社員150	250
	認定料	A社員300 B社員350	550
追加及び変更	審査料	A社員120 B社員150	250
	認定料	0	0
	認定証発行料	35	35

注1：認定証発行料は、追加及び変更時だけでなく、社名変更時及び英文認定証の発行時にも支払うものとする。

水道用膜モジュール性能調査依頼書 認定取得後確認手順書

No	項目	内容	チェック
1	事前準備 ^{※1}	①性能調査依頼書のコピー	
		②（自社内における）試験手順書	
		③測定記録	
		④機器の校正記録	
		⑤使用した資材一覧（純水製造装置、標準粒子、試薬類等） ^{※6}	
2	確認	①試験装置が性能調査依頼書に記載する内容と同一であること ^{※5}	
		②被試験膜モジュールが存在すること	
		③試験手順書が存在すること	
		④試験実施時の日付入り写真が存在すること	
		⑤試験担当者や試験日が記載されていること	
		⑥試験責任者が記載されていること	
		⑦測定記録が写真等で保存されていること（計測値が手書きの場合） ^{※2}	
		⑧測定記録がファイルで保存されており、性能調査依頼書に記載した値の根拠（平均処理等）が記されていること（計測値が CSV 等でデジタル化されている場合） ^{※2}	
		⑨校正記録が保存されていること （該当するものに○ 流量計、圧力計、水温計、濁度計、導電率計、秤、その他（ ））	
		⑩純水製造装置の点検記録が存在すること ^{※6}	
		⑪資機材一覧に示した標準粒子や試薬類の現品もしくは写真が存在すること	
3	確認対応の要否	（資料修正） ^{※3} （ ）	要・不要
		（再試験） ^{※3} （ ）	要・不要
		（所見） ^{※4} （ ）	
例	確認	d 濁度計の校正記録が保存されていること	レ
	確認	d 濁度計の校正記録が保存されていること	なし
	確認	d 濁度計の校正記録が保存されていること	非該当

- ※1 事前準備資料が揃ったことを確認後、確認を開始する。
- ※2 第三者による分析結果で代用することも可とする（濁度除去性能、細菌除去性能、浸出性）
- ※3 申請内容に疑義があり再申請が必要と判断された場合に「要」とする。装置構成や使用した材料、試験方法等が申請内容と監査時で差異がある場合を想定。認定の取り消しについては、性能調査委員会で判断する。
- ※4 次回以降の認定で対応した方がよい内容について記載する。
- ※5 何等かの事情で試験装置を廃棄した場合、試験装置、膜モジュールやベッセルの写真が存在すること。写真には、装置構成がわかる全景、各計測装置や膜モジュールがわかる拡大写真（メーカーや型式含む）を含むこと。
- ※6 性能調査に用いたものが対象で、膜モジュールそのものに関する材料は除く。

性能調査依頼書 確認結果 要求書・回答書（参考書式）

確認要求書

宛先：〇〇社 _____ 殿

発信者：膜分離技術振興協会 水道用膜モジュール性能調査委員会
（委員長： _____ 、 監査委員： _____ ）

件名：〇〇社〇〇膜モジュール確認結果 (型番： _____)	確認日：20〇〇年〇月〇日
要求日：20〇〇年△月△日	回答期限：20〇〇年◇月◇日
要確認内容	
要修正検討内容	

回答書

回答者	回答日：20〇〇年◇月◇日
要確認/要修正とされた原因	
現状の対応	
恒久対策	

以上